

太田市農業経営力向上事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域農業の創意工夫や自主性を生かした取組を総合的に支援し、地域農業の維持及び発展を図るため、市内において活動する団体及び個人（以下「事業主体」という。）が実施する事業に要する経費の一部に対し太田市農業経営力向上事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の額等)

第2条 この事業の事業主体、補助対象経費、補助率及び補助金上限額は別表に掲げるとおりとし、補助金は予算の範囲内で交付するものとする。ただし、別表により算出された補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(書類の整備等)

第3条 補助金の交付を受けた事業主体は、補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第4条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付を受けた事業主体については、第3条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、同年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額
1 新規就農者支援 ・認定新規就農者（ただし、推進事業は、認定新規就農者を含む3戸以上で実施のこと。） ・既に認定新規就農者の協議を行っており、交付申請までに認定が確実な者	【推進事業】 ・経営分析 ・市場調査等 ・その他市長が必要と認めるもの	50%以内 (県負担)	150,000円
	【整備事業】 ・農業用施設 ・農業用機械 ・ハウス・作業舎等の補修・改修 等	50%以内 (県負担)	機械 2,000,000円 施設 3,000,000円
2 担い手支援 ・集落営農組織 ・農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10に規定する法人） ・農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人）ただし、1戸1法人を除く。 ・農業公社（地方公共団体が出資している法人をいう。） ・農業者の組織する団体 ・認定農業者（整備事業のみ） ・既に認定農業者の協議を行っており、交付申請までに認定が確実な者	【推進事業】 ・法人会計研修 ・労務管理・経営分析 ・先進事例調査 ・新商品の企画、開発等	推進事業 50%以内 (県負担)	250,000円
	【整備事業】 ・農業用施設 ・農業用機械 ・ハウス被覆資材の張替え ・内張資材の整備	整備事業 ・農業用施設、農業用機械 30%以内 (県負担) ・ハウス被覆資材の張替え、内張資材の整備 15%以内 (県負担)	機械 2,000,000円 施設 3,000,000円
3 企業参入支援 以下の条件を全て満たす者 ・法人格をもつ者 ・認定農業者（既に認定農業者協議を行っており、計画承認までに認定が確実な者を含む。） ・群馬県において新規農業参入する者	【整備事業】 ・農業用施設 ・農業用機械	整備事業 30%以内 (県負担)	機械 10,000,000円 施設 20,000,000円